

福祉団体室をご利用の皆様へ

沖縄県の緊急事態宣言の期間延長発令に伴い、引き続き福祉団体室のご利用は休止いたしますので、ご理解ご協力よろしくお願いたします。

※期間（緊急事態宣言中）

1月19日(火)～ 2月28日(日)

※尚、2月28日以降の利用再開につきましては未定です。変更ある際にはその都度、社協ホームページでお知らせいたします。

令和3年2月4日